

平成30年3月30日
大阪税関業務部

炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する不当廉売関税の発動について
(お知らせ)

韓国産及び中国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対しては、平成29年12月28日から平成30年4月27日までの間、暫定的な不当廉売関税を課すこととなっておりますが、今般、「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」(平成30年政令第121号)が制定されたことに伴い、下記のとおり、不当廉売関税が発動されることになりましたので、お知らせします。

記

1. 該当物品及び統計品目番号

関税定率法の別表第7307.93号に掲げる物品(炭素鋼製突合せ溶接式継手)で、平成30年3月31日から平成35年3月30日までの期間に輸入されるもの(大韓民国又は中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下、単に「中国」と表記)を原産地とするものに限る。)

別表第7307.93号に掲げる物品には炭素鋼製以外の突合せ溶接式継手も含まれますが、平成30年4月1日以降統計に計上される物品については、以下及びのとおり統計細分が設けられます。同日以降、不当廉売関税の対象となる貨物の統計細分は下記となりますので、ご注意ください。

7307.93-010 (炭素鋼製のもの(第72類の注1(d)の鋼を材料として製造されたもののうち、第72類の注1(f)のその他の合金鋼を材料として製造されたものを除く。))
7307.93-090 (その他のもの)

2. 不当廉売関税の税率

原産地	不当廉売関税の税率
大韓民国	69.2%(ただし、ティーケー・コーポレーション(TK CORPORATION)により生産された炭素鋼製突合せ溶接式継手にあっては、41.8%)
中国	57.3%

別表第7307.93号に掲げる物品の関税率(基本税率)は無税です。

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門
(06-6576-3313)までお問い合わせください。